

# 金融のグローバル化と会計問題

柴 健 次

(大阪府立大学)

1. はじめに
2. ディスクロージャー制度の見直しについて
3. 為替相場の変動と会計的測定
4. おわりに

## 1. はじめに

本報告の目的は金融のグローバル化にともなう若干の会計問題を提起し、今後の研究の方向性を明らかにすることにある。

金融のグローバル化を、情報通信技術の発展を技術的基礎として考えられる各国金融システムの統合化と捉えたとすれば、金融のグローバル化とはグローバル金融すなわち世界的規模での金融システムへの方向性を示す概念と理解しうる。<sup>1)</sup> その場合、当然のことながらグローバル化の捉え方は様々であろうと思われるが、わが国の立場からみれば、このグローバル化は近年話題の中心になっている金融自由化・国際化ということになる。すなわち、わが国のグローバル化への係わりは金融の自由化や国際化の側面から論じられているということになる。

わが国の金融の自由化・国際化は、変動相場制への移行やオイル・ショックといった経済環境の変化ないし経済事象や昭和50年以來の国債大量発行に端を発する昭和56年の銀行法等の改正を経て、昭和59年の日米円・ドル委員会作業部会報告ならびに大蔵省「金融自由化及び円の国際化について現状と展望」の公表以來一段と加速されて進展しつつある。このような自由化・国際化は具体的には金利の自由化、いわゆる新金融商品の登場、市場に存在する様々な規制の緩和ないし撤廃、先物市場の創設といった形で現れている。

このように金融のグローバル化をわが国の場合に金融の自由化・国際化と捉えた場合に、金融のグローバル化は企業経営にどのような意味を持つのであろうか。金融のグローバル化は経営のグローバル化に伴ってその必要性が認めら

---

1) 金融のグローバル化の定義はあまり見かけないが、蠟山教授の次の文章が参考になろう。すなわち、「昭和60年代に入った現在、このように多様な、しかも相互に依存しあつた金融国際化の進展は新しい段階を迎えつつあるように思われる。それは広くサービス貿易の一環として金融の国際化が要請され、新しい制度のあり方が模索されているという事実に端的に示されている。この新局面を一言で表せば、『金融市場の国際的統合化』(グローバルイゼーション globalization) といふことができよう。これをどのように分析・評価し、どのように対処するかは、個々の国々にとって、また世界経済全体にとっての一つの大きな政策問題である。とりわけ自由経済世界第二の経済大国である日本にとって、この問題は大きな課題といえよう」(蠟山 1986、p.68)

れるものであろうが、逆に金融のグローバル化は経営のグローバル化を促進するものとも考えられよう。金融システムのなかにおいて重要な機能を果たしている金融機関にとっては金融のグローバル化とはただちに営業活動のグローバル化を意味することになる。それに対して非金融業にとっては主たる営業活動に伴う財務活動の面から見て経営環境の変化を意味しよう。そして、この経営環境の変化は非金融業の経営のグローバル化をも促進することになる。更に、非金融業が金融業の果たしてきた機能の一部を吸収していくことがあるとすれば、いわゆる非金融業における主たる営業活動と財務活動の峻別は重要な意味を持ち続けるであろうかという疑問が生ずる。

上述のような経営のグローバル化が望ましいか否かはここで問わないことにしても、現実には金融業、非金融業を問わず国際化に伴ってかかえている様々な問題に如何に対応していくかが重要となろう。我々は複雑な問題を総合的に考えることはできないので、以下では会計問題に焦点を絞りたい。

経営のグローバル化の経済・社会的評価は別として、企業がグローバル化の意図を持つか否かは重要であろう。その場合、グローバル化とはグローバル経営への過程ということであるから、そのような意図を持つ場合の国際経営はグローバル経営へ向けての国際経営であろう。グローバル経営の観点からは国内市場も外国市場もないはずであろう。それに対して、グローバル化の意図を持たない国際経営もあろう。その場合には当然のことながら国内市場と外国市場の区別が意識され、本国と外国との関係に関心が集中しよう。なお、ここで用いている国際経営とはグローバル化の意図の有無に拘らず、企業ないし企業集団が複数の国の市場で事業活動を展開する経営と考えている。

したがって、グローバル化経営を意図した国際経営に伴う問題はそのような意図を持たない国際経営の問題を包含するが、後者の問題に集中して考える場合にはグローバル経営の観点は無視される。また、両者に共通した問題を考えるとすればそれは国際問題ということになる。すなわち、国際問題とはより具体的には本国親会社と外国子会社の間の問題ということになる。制度としての会計は国内問題以外にはもっぱらこの共通問題としての親会社・子会社間の問題を扱っている。それに対して制度に左右されない会計の立場からはグローバル経営の観点から論じられうる。これら両者の問題領域を扱うものとして国際会計という領域が確立されつつあるというのが会計学の面からの研究の現状ということになる。

さらに、国際経営とは区別されとしても、経済・社会の国際化に呼応して国内経営にも変化が生じよう。販売市場を外国に持つ輸出企業や購入市場を外国に持つ輸入企業にとっても変化が生じよう。貿易業にとって典型的な問題は変動相場制への移行によってもたらされた。円の国際化が十分に進展していないことからわが国の貿易取引の決済は外国通貨でなされる場合が多いので貿易業に為替決済差損益をもたらした。また、貿易に携わらない製造業にもメーカーズ・リスクという形で為替差損益が負担させられることがある。さらに、金融のグローバル化の進展は国内経営のみを行なう企業にとっても同様の問題をもたらすことになった。すなわち、資金の調達・運用面での国際化の進展に伴う為替変動の問題がそれである。これらの側面をも国際会計の領域で扱うことが多い。

以上、金融のグローバル化を国際経営との関連で概観したが、その場合に考えられるであろう問題のうち、本報告では議論の対象を以下の点に限定して考察したい。まず、2. ではわが

国の会計制度の対応という観点からディスクロージャーの充実に関する問題点を取り上げる。ついで、3. では会計測定の尺度の明確化の必要性を外貨換算会計から為替変動会計への発展と関連させながら論ずる。以上の考察から、最後に4. では報告の要約をしながら今後の研究の課題を述べる。

## 2. ディスクロージャー制度の見直しについて

### (1) ディスクロージャー制度見直しの概要

大蔵省は証券取引法に基づくディスクロージャー制度（企業内容開示制度）の見直しに伴う関係省令・通達等を昭和62年2月20日付けで改正し、同4月1日から施行することになった。今回の改正は発行開示手続きの簡素化と継続開示を中心とする開示内容の充実からなる。その趣旨は発行開示の簡素化については機動的・弾力的な資金調達に資するためであり、開示内容の充実については投資家に対し有益な情報提供を確保するためとされている。<sup>2)</sup>

先ず、発行開示手続きの簡素化については、(1)有価証券届出書の簡素化が図られ、(2)届出書の効力発生期間が短縮された。(1)については、基本的には直近の有価証券報告書（半期報告書を含む）を届出書に添付させることで足る「組込方式」の利用を従来型の届出書と選択的に認めることにしたため、「組込方式」の届出書は、「募集（売）要綱等」、「追完情報」及び「組込情報」の3部から構成されることになった。この内「追完情報」は組み込まれる有価証券報告書等の提出後の事象のうち重要なものを記載

させる趣旨によるもので、財務諸表と密接な関連を有する等投資判断資料として重要なものに限られている。(2)については「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した資料」を届出書に添付した場合には効力発生期間を現行30日から半分の15日に短縮するよう通達で手当することとし、現行「分り易い目論見書」を廃止するものである。

次に、開示内容関係については前記「組込方式」導入にともなう届出書の様式の調整が図られたほか、(1)開示内容の充実と簡素化、(2)連結情報の新設がなされた。ここでは、継続開示である有価証券報告書の「経理の状況」を中心とした改正点についてみておこう。<sup>3)</sup> すなわち、

①監査証明を受けている旨の記載を財務諸表二期分について行なう。

②損益計算書の一覧性及び明瞭性を高めるため「販売費及び一般管理費」につき、主要な費目による掲記又は注記を認める。

③関係会社に係る科目については従来の重要性基準に該当する場合の区分表示を廃止し、これを注記事項とする（その場合、損益計算書又は貸借対照表に一括して注記するのが望ましい）。なお、従来の「親会社及び子会社に関する事項」を「関係会社に関する事項」に改め、親会社、子会社、持分法適用関連会社及びその他の関係会社について関係内容等を記載する。

④一株当たり当期純損益については、「期中平均株数」により計算（加重平均）することに統一する。

⑤有価証券の所有目的を変更し流動・固定間の

2) ディスクロージャー制度見直しについては以下の解説等を参照して記述している（上田 1987a、1987b；前川 1987；大蔵省 1987）

3) 企財審査ニュース第37号「有価証券報告書等の提出に際しての留意事項」【JICPA NEWS】No.378、昭和62年5月をも参照されたい。

振替えを行なった場合には「追加情報」として貸借対照表に注記する。

⑥財務活動の状況の開示の一環として「現・預金」の内訳を記載する。

⑦現行の「資金繰り状況」を「資金収支の状況」に改めあらたに「資金収支表」を開示する。

⑧あらたに「連結情報」を設け、連結財務諸表と併せ企業集団の状況に関する重要な事項等の開示を行なう。なお、「連結情報」については2年の準備期間を経て有価証券報告書等と同時に提出する。

以上のごとく、今回の改正により主に資金情報と企業集団情報が充実されることになる。このような見直しの背景については「近年、企業の証券形態による資金調達の高発化・多様化が進展する一方、企業経営においても多角化・国際化が進むなど、ディスクロージャー制度をめぐる環境は著しく変化してきており」簡素化と充実の2つの観点から制度見直しが必要となってきたとされている（上田1987b、p.3）。このような基本的認識に立ち各種審議会等で検討されてきたが、なかでも、昭和61年10月の企業会計審議会第一部会小委員会報告「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」と同年11月の証券取引審議会公社債特別部会報告「社債市場の在り方について」の意見が今回の改正に相当程度反映されている。

## (2) 企業会計審議会第一部会小委員会中間報告について

今回のディスクロージャー制度の見直しの証取審の審議過程で問題とされたものの中で開示内容関係のうち会計制度に関連するものは企業

会計原則等との関連もあるので企業会計審議会に諮り専門的に検討することとされた（上田1987b、p.3）。これを受けた企業会計審議会は、(1)連結財務諸表の取り扱い、(2)資金繰り情報の改善、(3)セグメント情報の充実、および(4)四半期報告制度の導入について審議し、その結果を企業会計審議会第一部会小委員会報告「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」として公表した。<sup>4)</sup> この中間報告の概要を上記テーマごとに要約しておこう。

### ①連結財務諸表の取扱いについて

＜現状及び問題点＞昭和52年度に導入された連結財務諸表制度については、概ね1ヵ月程度の提出期間の延期が認められていることと、企業集団情報の開示が行なわれていないし、補足情報という観点から添付書類とされている点で不十分である。

＜今後の取扱い＞提出期限の特例を廃止する方向で必要な措置を取ること。連結財務諸表の記載と併せて企業集団に関する付随情報を開示させること。現行の添付書類の位置付けを維持すること。

### ②資金繰り情報の改善について

＜現状及び問題点＞現在、財務諸表外情報として最近の資金繰り実績および計画が公表されているが、資金範囲が現預金に限定されていること、企業活動の態様ごとに区分表示がなされていないこと、さらにその作成方法についての指針がないために企業間比較が十分にできない。

＜考え方及び今後の取扱い＞資金概念を市場

4) 特別記事「ディスクロージャー制度の充実・強化－企業会計審議会第一部会「中間報告」をめぐる」『企業会計』第39巻第1号、昭和62年1月。

性ある一時所有の有価証券を含めるよう拡大すること。資金収支を「事業活動に伴う収支」と「資金調達活動に伴う収支」に区分して開示すること（「資金収支表」の様式を別紙として示している）。その位置付けについては当面現行のままとする。

③セグメント情報の充実について

＜現状及び問題点＞製品別販売実績等及び輸出入関連情報の説明が要求されているものの損益ベースでの開示は要求されていない。また、二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合に事業別損益の任意開示が認められているがこれに該当する開示例は極めてすくない。

＜考え方及び今後の対応＞セグメント別損益等の開示の充実については積極・消極両論がある。しかしながら、基本的には何らかの形で前向きの対応が必要である。今後の検討課題。

④四半期報告制度の導入について

＜現状及び問題点＞昭和46年の証取法改正に際し半期報告書制度が導入されたが、企業活動は外国為替相場の変動や商品のライフサイクルの短期化等環境の急変に強く影響される。そこでタイムリー・ディスクロージャーを一層充実させる観点から検討の必要がある。

＜考え方及び今後の対応＞四半期報告についての有用性の評価が分れ、現時点で結論を出すのは時期早尚。今後の課題である。

企業会計審議会第一部会としては以上の様な結論を中間報告としてまとめたわけであるが、今回の改正との関連で若干補足しておく。まず、第1に企業会計審議会の審議期間が短期であったことである。これは証取審が証券取引法の改

正を経ずして迅速に対応しうるものを先行させたことに関係するであろう。そのため中間報告では資金収支表についてはこれを財務諸表に位置付けされてはいないし、セグメント情報についても積極的な賛成論があるにもかかわらず検討課題とされているのである。いずれの場合にも本格的に導入するとすればそれぞれについての会計・報告基準を必要とするのではないだろうか。これらは審議の時間的制約に関連することである。

第2にわが国の現在の慣行に馴染まない点を先送りしたことである。連結財務諸表を主要財務諸表としているアメリカなどとは異なり、わが国では連結財務諸表は個別財務諸表の添付書類とされてきた。仮にこの関係を逆転させるとしても、連結ベースで課税が導入されることになるのか、配当はどうなるのかといった会計外の問題が残る。また、タイムリー・ディスクロージャーの観点から見て望ましいとしても、四半期ごとの配当の制度のないわが国に四半期報告を導入するのは有効かという問題がある。四半期報告導入を条件として四半期配当制度が導入されるのかという問題にした場合これもまた会計外の問題であろう。

なお、中間報告で提言され今回の改正に含められることによりディスクロージャーが充実しそのことが制度をめぐる環境の著しい変化への対応であるとしても、このことを後述するわが国会計制度と外国会計制度の調和化とは異なる点を注意すべきである。その意味で今回の制度的対応はあくまで国際化環境における国内的対応である。

(3) 証券取引審議会公社債特別部会報告について

今回のディスクロージャー制度の充実は企業の証券形態による資金調達の活発化・多様化、

## Ⅱ. 報 告 論 文

企業経営の多角化・国際化に対応するものとして考えられているのである。そこでこれらの問題を扱った証券取引審議会公社債特別部会報告「社債発行市場の在り方について」のなかからディスクロージャー制度充実のための改正の必要性の背景を見ておこう。

特別部会報告は先ず「わが国企業による国内市場での社債発行、特に普通社債の発行の低迷が続いており、反面、海外市場での起債が盛んとなっている。これには、内外金利差など種々の要因が指摘されるが、わが国社債市場における制度・慣行がこのような国内での社債発行の制約となっている面も大きい」という現状認識を示している。<sup>5)</sup> 金利等経済要因もさることながらわが国の制度と慣行に焦点をあてているのである。

このような現状認識に立った上で、特別部会報告では第1部第1章で「資本市場をめぐる内外環境の変化」を4つの側面から説明している。

すなわち、(1)内外市場の一体化、(2)金融の自由化、(3)企業金融における変化、及び(4)投資者における変化、である。

内外市場の一体化は情報・通信システムの発達や新たな取引手法の進展等によりもたらされ、世界の証券発行者はグローバルな観点から最も有利な市場を選択して資金を調達するようになってきている。ここで特に問題としているのはわが国の金融・資本市場の自由化、円の国際化の進展の中で、非居住者及び居住者によるユーロ円債の発行の急増が国内市場と直接に競合するだけにわが国市場の在り方に重要な影響を及ぼしている点である。

金融の自由化については経済の安定成長への移行による公共部門の資金不足と大量の国債発行・残高増大にともなって促進された点を指摘している。すなわち国債の大量発行を円滑ならしめるため発行・流通両面において自由化・弾力化が積極的に進められたことが、自由金利商

5) わが国企業の海外資金調達比率の状況を調達手段と期間についてそれぞれ比率のみで比較してみると次のようになる。なお、下表は公社債年鑑の統計数値を加工して作成した。

海外資金調達比率の状況 (%)

|        |    |      |      |      | 社債<br>合計 | 有償<br>増資 | 資金調<br>達合計 |
|--------|----|------|------|------|----------|----------|------------|
|        |    | SB   | WB   | CB   |          |          |            |
| 昭35-40 | 件数 | 0.3  | 0.0  | 84.2 | 0.8      | 0.4      | 0.6        |
|        | 金額 | 1.3  | 0.0  | 98.2 | 5.0      | 1.2      | 2.7        |
| 昭41-45 | 件数 | 0.4  | 0.0  | 32.5 | 1.0      | 0.5      | 0.8        |
|        | 金額 | 2.4  | 0.0  | 36.5 | 5.0      | 1.1      | 3.4        |
| 昭46-50 | 件数 | 5.0  | 0.0  | 6.8  | 5.3      | 0.5      | 3.0        |
|        | 金額 | 7.8  | 0.0  | 12.6 | 8.9      | 0.6      | 5.8        |
| 昭51-55 | 件数 | 16.9 | 0.0  | 73.2 | 35.5     | 3.2      | 18.3       |
|        | 金額 | 12.2 | 0.0  | 66.5 | 28.0     | 6.1      | 20.9       |
| 昭56-60 | 件数 | 51.2 | 90.5 | 57.7 | 58.6     | 5.8      | 42.3       |
|        | 金額 | 44.3 | 92.4 | 49.2 | 51.2     | 8.7      | 41.9       |
| 昭35-60 | 件数 | 8.0  | 90.5 | 52.7 | 17.8     | 1.5      | 10.5       |
|        | 金額 | 20.3 | 92.4 | 48.5 | 33.6     | 4.5      | 24.3       |

注：円ベース金額で比率を算定した。

品の開発競争を引起し、そのことがまた金利の自由化を促進する要因になっているとの認識が示されている。

企業金融における変化については、先ず資金調達を大半を金融機関の借入に依存していた時代から、安定成長経済下での資金需要の低下と金融緩和基調の持続ゆえに資金調達の効率化と多様化を進展させている点を指摘している。特に、資金調達の証券化において、海外市場での資金調達の定着を意識している。さらに、産業構造のソフト化・サービス化との関連で関係業種の資金需要の増大にも言及している。

投資者における変化については、個人や企業における金利選好、収益性志向の高まりと共に有価証券保有の割合の高まりや、機関投資家による有価証券への資金運用の高まりを指摘している。また、公社債が投資者の資金運用の柱になりつつあり、それに伴う投資者側からの投資対象の多様化等のニーズが高まってきていると言及している。

資本市場をめぐる内外環境の変化と社債発行市場の現状と問題点を考慮する時、わが国社債市場の変革が必要となるというのである。報告書第2部では「社債発行市場改革のための方策」が示されているが、ここでの提言のうち一部は今回の改正で取入れられているが、残る問題も継続して検討されているようである。今回の改正へ反映されたかどうかは別にして、報告書で提言されている事項のうちディスクロージャーの充実と関連あるとされたものを見ておこう。

まず、第1に無担保社債の発行とディスクロージャーの関係が検討されている。現在の有担保原則についての見直しの具体策として、「(1) 無担保社債の発行を担保付社債に比べ厳しく制約する従来の考え方を改め、発行会社が両者を自由に選択、発行できることとし、(2) 担保の有無は市場原理で発行条件に反映されるにとどま

る仕組の確立を目指すこと」という提言がなされた。しかしながら、この場合「他方で、投資者の自己責任の徹底とそれに即した投資者保護の充実が必要であり、ディスクロージャー制度、格付制度等において一層の整備が必要とされることも否定できない」のである。すなわち、投資者の自己責任の徹底には投資者の意思決定に必要な投資情報がディスクロージャー制度を通じて提供されることの必要性を確認しているのである。

第2は、若干の準備期間を経た後に早期に証券取引法改正により措置することが望ましいとされた一括登録制度である。一括登録制度とは「発行者が予め発行予定額を登録しておけば、一定期間内は改めて発行届出を行うことなく、有利な時期を選び適宜に何回かに別けて発行できるという制度」である。この制度を採用することにより発行者による機動的・弾力的な資金調達という要請に手続き面から応えることができる。その場合に、導入に先立ち開示内容の在り方についても検討が必要とされているのである。

第3は、ディスクロージャーと格付け制度の充実の問題がある。伝統的な有担保原則を基礎とする「起債会」格付け基準より、国際的な「アメリカ型」格付け基準への思考における重点移行（桑原 1987）という観点からディスクロージャーの意義及びその内容が問い直されているといべきであろう。格付機関の存在は投資者への情報量の拡大を支持する基盤となる可能性がある。

以上、特別部会報告のうちディスクロージャーに関連する部分を指摘した。ディスクロージャー制度改革とくに開示内容の充実が投資者の自己責任の徹底に不可欠の要請であることを確認したのである。すなわち、そこには情報提供による投資者の保護の姿勢が読取れるの

である。

### (4) わが国の会計制度をめぐる問題点

大蔵省の今回のディスクロージャー制度関連省令・通達等の改正は継続開示を中心とする開示内容の充実が1つの柱であることをこれまでのところで確認した。以下では議論の範囲を拡大して会計と会計制度の関係および金融のグローバル化と会計制度の対応について考察しよう。

会計は経済主体の行なう経済的活動を測定しその結果を情報利用者に伝達する情報行為ととらえた場合に、会計は経済主体の性質の差により、また、測定対象となる経済活動の性質の差により、また、情報利用者の利用目的により左右されるものである。経済主体を自由経済体制における典型的な会社である株式会社に限定したとしても、株式会社を取巻く経済的・社会的環境や利害関係者の主たる関心は時代によりまた国により異なるのである。それゆえ、会計は一定の経済的・社会的背景のもとに通用する慣習として存在する。したがって、歴史的・相対的である。他面、会計はその技術的側面からみてそのような環境の差を超えて伝播する性質をもっている、その意味では国際性を備えている。すなわち、一種の技術移転の可能性を持っている。しかしながら、この伝播先の経済的・社会的環境に応じてその国特有の慣習を形成していくのである。

このように会計は本来的に可変的ではあるが、会計情報の送り手と受け手の関係を一定の

期間にわたって安定化させようとするれば、その国ごとに法律と結びついた会計制度が必要となる。会計制度はあまりにも頻繁に変更されれば法の意図した会計制度の目的が徹底されないおそれがある。したがって、一般に会計制度は環境の変化に対応するのが遅れがちになる。そのような時代遅れの会計制度を見直すためには新しい会計慣行を形成したり、既に慣行が生まれつつある場合にそれを法に取込んでいく必要があるだろう。

わが国における会計と会計制度との関係についての問題は、より具体的には『企業会計原則』（昭和24年7月9日企業会計制度対策調査会中間報告、最終改正昭和57年4月20日企業会計審議会）等<sup>6)</sup>と商法にもとづく会計制度、証券取引法にもとづく会計制度及び法人税法にもとづく会計制度の関係についての問題となろう。この問題については、本年の日本会計研究学会（5月23日）において特別委員会中間報告『企業会計原則と商法計算規定』（委員長新井清光）が出ているのでそれに従って考えてみたい。<sup>7)</sup>

特別委員会報告は企業会計原則と商法計算規定の研究を目的としているが、中間報告においては企業会計原則の見直し（再構築）の必要性を(1)会計教育及び会計実務に対する指導規範性の脆弱化、(2)会計基準形成の環境条件の変化、ならびに(3)制度的・理論的整合性の欠如から訴えている。次年度の報告では企業会計原則の見直し（再構築）の視点等が示される予定である（中間報告の5）。上記の問題を取り上げる前に、企業会計原則と法会計制度の関係を見てお

6) 『企業会計原則』のみならず企業会計審議会公表の各種の原則や基準並びに意見書が総体としてわが国の会計基準の主要部分を形成している。これら全体を指して企業会計原則と呼んでおこう。企業会計原則はまたわが国の会計の通説的立場を示しているものと言えよう。

7) 中間報告は『企業会計』第39巻第7号、昭和62年7月号に収められている。同号の新井清光「『企業会計原則と商法計算規定』に関する特別委員会報告について」を併せて参照されたい。

こう。

会計原則が商法、証券取引法ならびに法人税法と密接な関係があるとしても、法的にはその地位を認められているわけではない。<sup>8)</sup> また、商事特別法である証券取引法は、会計規定につき実質規定まで大蔵省令に委任していないので、商法計算書類の内容と一致することが要求される。また、法人税法は確定決算主義によって商法と密接に結びついている。そこで、中間報告は会計と会計制度の関係を特に企業会計原則と商法計算規定の関係として議論しているのであろう。企業会計原則がかつて指導規範性を発揮していた時代とは異なり、商法計算規定重視の下で商法計算規定の解釈指針としての性格を有するといわれる企業会計原則の最近の問題点を中間報告はどのように捉えているであろうか。

中間報告によれば、「戦後、企業会計原則は、わが国の企業会計法制の改善・統一、会計教育の普及・知的水準の向上、会計実務の発展等に多大な貢献をしてきた」し、わが国の会計学界において「パラダイム効果」を発揮してきた。ところが、昭和37年の商法改正を契機として、企業会計原則はその法的地位および役割について「受け身の時代」に入ってきた（商法優先主義）。さらに、「企業会計原則が担うべき制度会計上の課題はその多くが、例えば、為替換算会計、物価変動会計、リース会計、セグメント会計にみられるように、従来の伝統的な会計理論や会計基準の枠内で簡単に基準化・原則化し難いものとなってきている。さらに、国際会計基準との調整等国際的調和化問題も一種の外圧として発生してきている」（同1）。

企業会計原則見直しの必要性の第1は企業会計原則の指導規範性の脆弱化に求められる。会計教育特に高校教育における指導規範性の役割の低下、国家試験特に税理士試験における企業会計原則の役割の低下、会計実務における法人税法、商法の重視などが見られる、との指摘がある（同4-1）。

見直しの必要性の第2は会計基準形成の環境条件の変化によるものであり、そのような変化としては商法優先主義（体制）の加速化傾向、会計基準の輸入加工型から自力生産型への転換および国際的調和化問題の発生が挙げられている。昭和37年に商法計算規定の整備に伴い法律論の立場（法律的には当然の正論）から商法に違反しても企業会計原則に従うべしとする論理は通用しなくなった。これを企業会計原則の立場から見て商法優先主義の始まりと捉えている。また、昭和49年の商法特例法により、大会社に会計監査人監査が導入されたのに伴い、会計士監査において商法優先主義が加速された（同4-2-1）。

環境条件の変化の第2は会計基準形成に関連する。すなわち、企業活動の拡大や多角化、国際化等に伴って為替換算会計、物価変動会計、リース会計、セグメント会計等の諸問題が重視されるようになってきたが、これらの問題は英米等の諸外国においてもなお議論あるところであり、基準化に苦しんでいる問題である。従来わが国では企業会計原則の設定、修正、拡大にあたり諸外国特に米国の会計基準をモデルとしてきたが、現在直面している問題の多くについてはそのような方法を採用することも困難であ

8) 商法については商法第32条第2項、証券取引法は同法第193条に基づく財務諸表規則第1条第1項（及び同取扱要領第1）等、法人税法については第22条第4項を参照。これら規定は法と企業会計原則の密接な関係を予定するものと解釈するものとも考えることができるが、法の立場からみた場合これら規定は企業会計原則に法的地位を認めたものとは言えないであろう。

る。今や、会計基準を自力で生産する時代に入ってきていると結んでいる（同4-2-2）。

環境の変化の第3は国際的調和化問題の発生である。いわゆる多国籍企業の出現、資金調達の国際化に伴って国際的に財務情報を利用する機会が増えた。情報を作成する企業も、情報を利用する投資家、銀行、政府、国際機関等も各国の会計制度の著しい相違に直面し、その調和化の必要を強調するに至った。国際機関としては国際連合や経済協力開発機構が多国籍企業問題を検討する過程において会計基準の調和化問題を認識するに至り、調和化に関連する幾つかの文書を公表しているがこれらは強制力を持つものではない。他方、民間の組織としては1973年に国際会計基準委員会（IASC）が組織され、1975年以来今日まで27の会計基準を公表している。IASCにはわが国の公認会計士協会が参加しており、協会では国際会計基準の国内化問題に取り組んでいるところである。<sup>9)</sup> 更に、わが国の資本市場の国際化に伴い、米国の資本市場との結びつきが深まって来ているが、これに関連し、大蔵省とSECとの間でディスクロージャー制度の統一を図り、証券市場の協力監視体制を整備するという問題につき定期協議がもたれている。UN、OECD、IASCの動きとともに、日米定期協議の推移も企業会計原則の見直しに重要な影響を及ぼすであろうという見方が示されている（同4-2-3）。

企業会計原則見直しの必要性の第3の理由は、企業会計原則と商法計算規定の間に存する制度的整合性の欠如が残っていること、他方、

企業会計原則それ自体の理論的整合性の欠如が見られることに求められる。前者についてはこれまで企業会計原則側から商法側への数多くの提言が取入れられたものの、商法における「包括規定」（基本原則）の設定、商法における繰延資産の限定列举、剰余金概念をめぐる商法との不一致、及び貸借対照表における固定資産の部および資本の部の用語等の不一致の問題が未解決のまま残っている。他方、後者については一つに商法との調整の結果によるものと、他に企業会計原則がピースミールの形成されてきた歴史的事情によるものからなる（同4-3）。

以上、特別委員会報告を要約する形で会計と会計制度の関係、中でも企業会計原則の見直しについて見てきたが、最後に金融のグローバル化という観点からみた場合の会計制度の対応について問題点を探っておこう。先ず、第1に外国為替の変動の問題を含めて様々な金融取引に如何に対応するのかということである。第2は、外国会計制度との調和化いわゆる国際的調和化の問題である。

第1の問題は国内的対応の問題である。商法が新しい取引に対応できないとしても、企業は何等かの形で会計処理を行わなければならない。このような会計処理の指針になるものとして企業会計原則には昭和54年に『外貨建取引等会計処理基準』が追加されたが、多くは公認会計士協会の各種報告に依存した形となっている。<sup>10)</sup> これら基準や報告だけでなく各種業法までを含めて特に金融取引会計の充実を図る必要があるであろう。その際、勘定科目の整備の

9) 日本公認会計士協会会計制度委員会『国際会計基準を実施に移す諸政策の提言（中間報告）』昭和61年3月24日。

10) 日本公認会計士協会『外貨建取引における実務上の個別問題（中間報告）』、『外貨建社債の借換え等の会計処理』、『スワップ債の会計処理等について』、『マルチ・カレンシー・インパクトローンの会計処理等について』、『譲渡性預金の経理について』、『債券先物取引の会計処理』、『特定金銭信託の会計処理について』（素案段階につき未公表）など。なお、これらについては、大屋他（1986）や森重栄・百瀬功監修、センチュリー監査法人著『新訂自由金利商品と税務・会計』が詳しい。

みならず、為替予約等の会計処理・開示についても検討する必要があるだろう。

第2に、国際的調和化が十分に進んでいない現在、会計情報の送り手である企業は国内会計制度に従って国内向けに財務諸表を作成するのみならず、海外向けについては要求される会計基準に準拠した財務諸表を提出するという負担がある。したがって、経済要因以外にもディスクロージャーの要求の程度に応じて海外資本市場を選択するという行動も生まれる。<sup>11)</sup> 他方、様々な情報利用者にとっては多様な利益数値を産み出す現状に困惑するばかりであろう。この問題は2段階の調和化の問題が含まれている。第1は会計基準の調和化の問題であり、第2はディスクロージャー制度を中心とする会計制度の調和化の問題である。UN、OECD、IASCの努力は前者に関連するものであり、大蔵省とSECの協議は後者に関連するものであろう。また、ECにおける調和化の動きは両者に関連するものであろう。<sup>12)</sup>

先に取り上げたわが国ディスクロージャーの充実に関してもこのような調和化の問題と絡んで解決が先に送られた部分が多いように思われる。

### 3. 為替相場の変動と会計的測定

#### (1) 問題の所在

国際経営の立場から現行の各国会計制度を環境として捉えるとしても、また、会計基準の国際的調和化の立場から各国会計制度を検討対象として捉えるとしても、いずれの場合にも為替

相場の変動を会計的に如何に取り扱うかは重要な問題である。

各国会計制度を環境と捉える場合には為替相場の変動に関する会計基準も当該会計制度に含まれるが、その場合の基準（外貨建取引ないし外貨表示財務諸表項目の換算に関する基準）が多様であるため報告先ごとに適用する基準が異なる。しかも、資金調達に際してわが国基準の財務諸表でよい市場と調達先で一般に受入れられる基準がわが国基準と異なる場合に当該基準（アメリカ基準など）でなければならない市場とがある場合、証券発行企業の同一の実態について市場ごとに異なる評価がなされる可能性がある。

また、多様な外貨換算基準をも含めて会計基準を調和化しようとする場合にあっては、他の基準が仮にかなり調和化されたとしても外貨換算基準に合意が得られない場合には現行会計制度におけるのと同様の困難がある。逆に先ず外貨換算基準から調和化を図ろうとしても他の会計基準を前提としない調和化は意見の対立を招くだけである。そして外貨換算基準の合意のないままの国際的調和化は調和化された会計基準にしたがった財務諸表の有用性を著しく低める可能性がある。

それでは、外部報告用の財務諸表で外貨換算基準について合意が得られない理由はどこにあるのであろうか。また、わが国の『外貨建取引等会計処理基準』に示す換算の構造はどのようなになっているのであろうか。さらに、わが国基準は国際的調和化を考える場合に直ちに通用す

11) 公社債引受協会『社債発行に関するアンケート調査』（昭和61年3月）、『資金調達に関する調査』（昭和61年11月）によれば、経済的要因（調達コスト）についてディスクロージャー手続きのない発行手続きが外貨建転換社債の発行増大、国内普通社債の発行の低迷の原因として高い割合を示している。

12) 1984年設立の国際会計研究学会においても毎年会計基準の国際的調和化の問題（EC諸国の会計制度に関連してはEC会社法指令の国内化問題）が報告されている。ちなみに、統一論題は84年が国際会計の発展と現状、85年が財務報告の国際化、86年が多国籍企業の会計諸問題であった。同学会『年報』参照。

## Ⅱ. 報 告 論 文

る基準であろうか。これらの点を考察しよう。  
これらの考察を容易にするために経営のグローバル化に伴って生ずる多通貨取引をそのまま記録する多通貨測定会計モデルを提示したい。

### (2) 物量会計としての多通貨測定会計モデル

ここでは会計制度に左右されない多通貨測定会計モデルを第一次測定モデルとして示したい。いわば、各通貨による第一次測定値を物量測定とみなすモデルである。

#### [状況の設定]

- (1) 連結集団を形成するのは日本親会社 P と米国子会社 S の 2 社のみである。
- (2) 通貨は日本円と米国ドルと第三国通貨 FC の 3 通貨だけを考える。ただし、本報告中では FC を £ で代表させることとする。従って、P 社からみた外貨取引は米国ドルと第三国 £ である。

また、S 社からみた外貨取引は日本円と第三国 £ である。

- (3) P 社の機能通貨(取引における主要通貨)は円である。
- (4) S 社の機能通貨はドルである。

以上の条件から P 社、S 社にとって生じうる取引を要約的に示すと第 1 表のようになる。

#### [外貨建取引]

- (5) P 社の場合は a、d、m、p 以外の取引。外貨建取引中 f と k はノン・エクスチェンジ取引。
- (6) S 社の場合は f、h、n、p 以外の取引。外貨建取引中 a と k はノン・エクスチェンジ取引。

#### [第 1 表の分解]

- (7) 貨幣項目も物量表示項目と捉え、P 取引がないと仮定すれば、複式簿記による物

第 1 表 基本取引表

| 貸方<br>借方 |    | 貨 幣 項 目 |        |       | 非貨幣<br>項目 | 借方計    |
|----------|----|---------|--------|-------|-----------|--------|
|          |    | ¥       | \$     | £     |           |        |
| 貨幣項目     | ¥  | a       | b      | c     | d         | Σ ¥dr  |
|          | \$ | e       | f      | g     | h         | Σ \$dr |
|          | £  | i       | j      | k     | l         | Σ £dr  |
| 非貨幣項目    |    | m       | n      | o     | p         | Σ NMdr |
| 貸方計      |    | Σ ¥cr   | Σ \$cr | Σ £cr | Σ NMcr    |        |

注： 貨幣項目は貨幣資産と貨幣負債とする。非貨幣項目は非貨幣資産、非貨幣負債、資本、収益および費用とする。

a から p は取引の種類を示す。取引金額については省略してある。

ただし、以下での説明の都合上、m と d は円金額を、n と h はドル金額を、また o と l はポンド金額を示すものとする。

また、取引 p については単一の測定単位をはじめからきめておく等の工夫が必要なため(14)まで導入を保留する。

量会計が成立する。その場合でも、通貨毎の貸借複記の方法については特別な勘定を導入する必要がある。

(8) 正味貨幣資産の残高。

$$\text{正味¥貨幣資産} = \Sigma \text{¥dr} - \Sigma \text{¥cr} = \text{Net ¥}$$

$$\text{正味\$貨幣資産} = \Sigma \$\text{dr} - \Sigma \$\text{cr} = \text{Net \$}$$

$$\text{正味£貨幣資産} = \Sigma £\text{dr} - \Sigma £\text{cr} = \text{Net £} \quad (+)$$

$$\text{正味貨幣資産 (NetMA)} = \text{Net ¥} + \text{Net \$} + \text{Net £}$$

(9) 非貨幣資産・負債の取引高及び収益、費用の発生額。

$\Sigma \text{NMdr}$  は非貨幣資産の増加 [NMA (+)]、非貨幣負債の減少 [NML (-)]、資本の減少 [C (-)] 及び費用の発生 [E (+)] からなる。そしてこれらは¥、\$、£が相手勘定である。

よって、

$$\text{NMA (+)} = \text{NMA (¥+)} + \text{NMA (\$+)} + \text{NMA (£+)}$$

$$\text{NML (-)} = \text{NML (¥-)} + \text{NML (\$-)} + \text{NML (£-)}$$

$$\text{C (-)} = \text{C (¥-)} + \text{C (\$-)} + \text{C (£-)}$$

$$\text{E (+)} = \text{E (¥+)} + \text{E (\$+)} + \text{E (£+)} \quad (+)$$

$$\Sigma \text{NMdr} = m + n + o$$

また  $\Sigma \text{NMcr}$  は非貨幣資産の減少 [NMA (-)]、非貨幣負債の増加 [NML (+)]、資本の増加 [C (+)] 及び収益の発生 [R (+)] からなる。そしてこれらは¥、\$、£が相手勘定である。

よって、

$$\text{NMA (-)} = \text{NMA (¥-)} + \text{NMA (\$-)} + \text{NMA (£-)}$$

$$\text{NML (+)} = \text{NML (¥+)} + \text{NML (\$+)} + \text{NML (£+)}$$

$$\text{C (+)} = \text{C (¥+)} + \text{C (\$+)} + \text{C (£+)}$$

$$\text{R (+)} = \text{R (¥+)} + \text{R (\$+)} + \text{R (£+)} \quad (+)$$

$$\Sigma \text{NMcr} = d + h + i$$

[物量表示の損益計算書]

(10) (9)より利益 P は

$$\text{R (+)} = \text{R (¥+)} + \text{R (\$+)} + \text{R (£+)}$$

$$\text{E (+)} = \text{E (¥+)} + \text{E (\$+)} + \text{E (£+)} \quad (-)$$

$$\text{P} = \text{P (¥)} + \text{P (\$)} + \text{P (£)}$$

よって損益計算書は通貨セグメントを持つ多欄形式となる。

[物量表示の貸借対照表]

- (11) (9)の取引高より算定される非貨幣項目の残高をそれぞれ+、-の符号を除いたものとして示すと、貸借対照表は同様に通貨セグメントを持つ多欄式の形式で表される。

|         | ¥測定      | +\$測定     | +£測定     |
|---------|----------|-----------|----------|
| 資産の部    |          |           |          |
| NetMA   | =Net ¥   | +Net \$   | +Net £   |
| NMA     | =NMA (¥) | +NMA (\$) | +NMA (£) |
| 負債・資本の部 |          |           |          |
| NML     | =NML (¥) | +NML (\$) | +NML (£) |
| C       | =C (¥)   | +C (\$)   | +C (£)   |
| P       | =P (¥)   | +P (\$)   | +P (£)   |

[物量表示による資金収支に関する財務表]

- (12) 第1表の貨幣項目を採用する資金概念によって分けて、そこから必要な形式の財務表を導く。その後(13)により換算する。

[単一貨幣表示への換算]

- (13) 第1表の取引 P が存在しない場合には(10)、(11)、(12)の諸表からいかなる通貨へも単一の換算率を用いて換算が可能であろう。既出3通貨以外の通貨ないし通貨バスケットへの換算も同様に可能であろう。

[取引 P の処理]

- (14) 第1法 最後まで通貨の独立性を保持する場合。

犠牲資産（何れかの通貨で測定済とみなす）と交換に新資産を獲得した場合—新資産は旧資産の特定通貨価額を引継ぐ。

## Ⅱ. 報 告 論 文

償却、引当一対象となる資産に応じた特定通貨を付す。  
繰延、見越一対象となる費用、収益に応じた特定通貨を付す。  
その他のケースも同様に通貨別に検討す

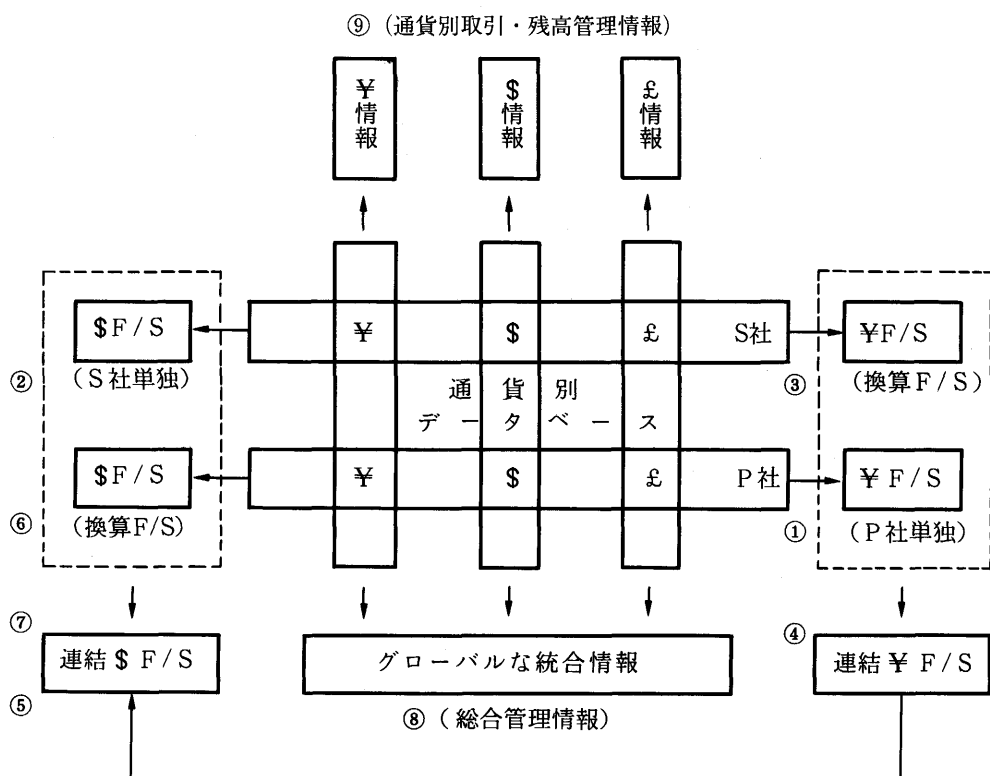
る。

(15) 第2法 取引の都度特定通貨(報告通貨)に換算する。

この場合(5)、(6)のうち外貨建取引を換算する必要がある。

### [多通貨測定会計モデルと財務諸表、財務報告の関係]

第1図 通貨別データベース(勘定情報)と加工情報



- 注：① P社が日本基準に従って作成する個別財務諸表  
 ② S社が米国基準に従って作成する個別財務諸表  
 ③ P社－S社連結のために必要とされる②の換算後財務諸表  
 ④ ①と③から作成した日本基準による連結財務諸表  
 ⑤ 海外向け英文連結財務諸表で④の翻訳  
 ⑥ P社－S社連結のために必要とされる①の換算後財務諸表  
 ⑦ 海外向け英文連結財務諸表で米国基準に基づき②と⑥で作成  
 ⑧ 社内基準に従って作成された管理目的連結財務諸表など  
 ⑨ 通貨別貨幣項目取引高・残高表等為替リスク関連情報など  
 なお、①から⑦が財務会計情報、⑧と⑨が管理会計情報である。

また、核になる通貨別データベースは特定通貨による測定が完全になるため必要な勘定を伴うことにより、グローバル会計情報システムを形成する。

更に、会計外企業情報やマクロ情報等環境情報が結合されることによりグローバル経営情報システムが完成すると考えられる。

(16) 第3法 (15)の変形として、貨幣項目間取引だけ通貨の独立性を貫く。

### (3) 外貨換算会計基準の比較

[個別経済主体における外貨取引等の会計処理]

第1表はP社、S社に共通のものである。P社の立場から説明をすすめていくと、外貨建取引とは取引a、d、m及びpを除く取引である。そのうち、貨幣項目間取引は転換取引(通貨交換取引を指している)であるが、外貨-非貨幣項目間取引は転換取引ではない。また、前者にあっては、その中に同種外貨間取引(fとk)が含まれている。以上のような取引が生ずる環境のなかにあって、日常これら取引を円により記帳するためには換算が必要とされる場合がある(円貨転換取引以外の転換取引と外国貨幣-非貨幣項目間取引)。他方、S社が同様の状況におかれてドルで記帳する場合にも換算が必要である。

これを第1図に即して説明すれば、P社にあっては①を作成することを目標として、\$や£に係わる取引を円で記帳しなければならないのである。すなわち、図1に示された通貨別第1次測定値を円という共通尺度によって貨幣的に評価するのである。S社も同様に②を作成することを目標として¥や£に係わる取引をドルを共通尺度として記帳しなければならないのである。

しかしながら、このような外貨建取引を取引発生時点で円(P社)ないしドル(S社)で記帳しえたとしても、外貨建金銭債権・債務等の外貨建項目はその決済等にあたりあくまで当該外貨が使用されることになるので、期末現在で存在するこれら外貨建項目を以前の換算額のまま据え置くのか、あるいは新たに期末時点でもう一度換算し直すのかといった問題が生ずる。

また、当該外貨建取引と関連して決済額を固定する何等かの方法が採られている場合にどのような処理を行なうかという問題も生ずる。

更に、外貨建項目が決済された場合または期末において新しい換算額が付された場合には以前の記帳額と差額が生ずる。これを一般には為替差損益と呼んでいるが、この差損益をどのように扱うかも問題となる。

これらについての日米等における現行の会計基準を示すと第2表のようになる。

第2表に示した通り日本基準は測定単位として円貨を前提としているのに対して、米国基準はドル貨を予定していない。この差異は日本基準が国内経済実体についての規定であるのに対して米国は経済実体の所在国を特定していないことによるものである。しかしながら、日本基準は在外支店や在外子会社についての財務諸表の換算にあっても円貨を前提としている点で米国基準と異なる。すなわち、米国基準は個別経済主体における外貨建取引の処理は当該実体の機能通貨によるものとし、親子会社連結にあっては報告通貨(ドル)を採用するという経済実態に沿った基準を定めているためである。

[在外経済実体の外貨表示財務諸表項目の換算]

各経済実体ごとに何等かの通貨で測定がなされたとして、次に問題になるのは当該実体の財務諸表項目を報告通貨へいかに換算するかということである。第1図に沿っていえば、日本の在米子会社Sは現地においては通常ドルを測定単位として記帳しているであろう。その結果であるドル財務諸表を報告通貨である円に換算するのである。また、在外支店の場合にも同様の問題が生ずる。

米国基準の考え方から説明すると、米国の在外子会社も同様に現地通貨を測定単位として記

## Ⅱ. 報 告 論 文

第2表 外貨換算会計基準の比較(1)―外貨建取引の会計処理

| 項 目                         | 日 本                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 米 国                                                                                                                                                                                                        | (参考)国際基準                                                                                                                  |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①基準名等                       | 外貨建取引等会計処理基準<br>(1979・6)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | SFAS52 外国通貨換算<br>(1981・12)                                                                                                                                                                                 | IAS21 外国為替相場変動の<br>影響の会計処理 (1983・7)                                                                                       |
| ②外貨建取引の基本的処理                | 取引発生時の為替相場による (一1)。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 当該取引が認識された日の<br>為替相場により機能通貨で<br>記帳する (par.16)。                                                                                                                                                             | その日の為替相場または実<br>際の相場に近似する相場を<br>適用し報告通貨で記録<br>(par.24)。                                                                   |
| ③決算時の処理                     | 外国通貨―CR <sup>注1)</sup><br>外貨建金銭債権債務、短期<br>―CR、長期―HR <sup>注2)</sup><br>外貨建有価証券―原則 HR<br>(一2)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 機能通貨以外の通貨建と<br>なっている項目の帳簿残高<br>を CR で換算 (16)。                                                                                                                                                              | 外貨建貨幣項目は CR で換<br>算 (25)。                                                                                                 |
| ④換算差額等の基本的処理                | 換算差額も決済損益もとも<br>に為替差損益として処理す<br>る (一2、3)。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 同左 (15)。                                                                                                                                                                                                   | 同左 (27)、長期貨幣項目<br>に係る換算差額は残存期間<br>に繰延べうる (28)。                                                                            |
| ⑤先物為替予約等に<br>係わる例外的取<br>り扱い | <p>決済円貨額が確定している<br/>外貨建項目の発生及び期末<br/>残高は当該円貨額による<br/>(一1、2)。</p> <p>外貨建長期金銭債権債務等<br/>に係わる為替予約差額 (HR<br/>換算額と予約円貨額) との<br/>差額は予約日の属する期か<br/>ら決済日の属する期に配分<br/>し各期の損益とする (注<br/>4-2)。</p> <p>通常の外貨建取引に係わる損益及び先物予約に係わる<br/>損益について</p> <p>・一定の関係会社間取引及び純投資と将来の外貨建取引<br/>契約の経済的ヘッジとして特定され、かつその実効の<br/>ある取引に関連する損益は換算調整勘定として資本の<br/>部における独立項目として表示する (20、21、15、13)。</p> | <p>投機目的の先物予約の損益<br/>は契約先物相場と残存期間<br/>に対応する先物相場の差で<br/>ある (19)。</p> <p>投機目的以外の先物予約の<br/>損益は、予約日の直物相場<br/>と決算日の直物相場の差に<br/>よるものと、契約先物相場<br/>と予約日の直物相場の差に<br/>よるものがある。両者を区<br/>別し、後者は予約期間に配<br/>分する (18)。</p> | <p>予約相場と予約開始日の直<br/>物相場の差額は予約期間の<br/>損益とする (26)。</p> <p>但し、短期取引の場合は<br/>予約相場で当該取引を測定<br/>できる (26)。</p> <p>同左 (29、30)。</p> |

注：1) current rate

2) historical rate

帳がなされているかもしれないが、当該現地通貨が当該実体の機能通貨と一致する場合もあればそうならない場合も考慮し、後者については換算に先立って在外実体の現地通貨建取引記録

を機能通貨で再測定しておく必要がある。その後、機能通貨が報告通貨（ドル）と異なる場合には報告通貨に換算しなければならない。この関係を示すと第3表のようである。

## II. 報 告 論 文

第3表 米国基準適用上の在外実体の分類

| 現地通貨<br>と機能通貨 | 機能通貨<br>と報告通貨 | 再測定／換算の手続き |
|---------------|---------------|------------|
| 一致            | 一致            | 再測定も換算もなし  |
|               | 不一致           | 換算のみ       |
| 不一致           | 一致            | 再測定のみ      |
|               | 不一致           | 再測定の後に換算   |

米国基準によれば再測定と換算とは定義が異なるのであるが、ここではいったん両者を換算と捉えた上で日本基準と対比させてみよう（第4表）。

### (4) 検討<sup>13)</sup>

変動相場制移行後の外貨換算会計に関する主要な論点のうち最も基本的な測定単位に係わる問題を考察したい。すなわち、測定単位の問題は結局は換算の目的の問題に係わるからである。

外貨表示財務諸表項目の換算については、従来より対立する議論が見られるがこれら見解は第2表と第4表に要約した会計基準にも反映されている。まず、第1の見解は外貨換算の目的は測定単位の変換であるとするものである。この見解に従えば、換算は換算前の外貨による測定の属性を変えてはならない。ここに測定の属性とは外貨による測定値が原価（過去の価格）か時価（現在の価格）かという違いを指す。過去の価格による外貨測定値が決算日レートで換算されるならば測定の属性が変更されることになる。この見解に属するものにテンポラル法がある。

それに対して第2の見解は外貨測定の結果

（財務諸表項目間の比率関係）を変更しないように表示をかえるとするものである。また、この見解は在外実体の純投資を評価すべしとする見解と結びつく。これら両者は決して同一ではない。なぜならば、比率関係を保つという主張からは決算日レートである必然性は生まれないからである。ただ、両者の主張はいずれも決算日レート法を支持する根拠として述べられるところにその真意があろう。これら見解に属するものに決算日レート法がある。

他方、外貨建取引については当該取引の発生時点の処理については余り対立点がないが、決算日に存在する外貨建項目の換算をめぐる対立する2つの見解がある。この見解の対立は貨幣項目の換算に顕著に表れている。第1の考え方は当該外貨項目を再換算しない方法であり、第2の考え方は当該項目を再換算する方法である。前者はすでに取引時点の換算により報告通貨による測定が完了しているものと考えている。それに対して、後者は外貨建項目はいかなる通貨で暫定的に表示されていようともこれら項目は当該外貨によって測定されていると考えるものである。したがって、後者の場合に以前の換算額は決算日時点においては意味を持たなくなる。それゆえ、再び換算の対象となる。

13) 本節の測定単位の議論に関しては拙著『外貨換算会計論』（大阪府立大学経済研究叢書第65冊）、大阪府立大学経済学部、昭和62年3月および、拙稿「円高と外貨換算」『企業会計』第39巻第6号、昭和62年6月を参照されたし。

## Ⅱ. 報 告 論 文

第4表 外貨換算会計基準の比較(2)－外貨表示財務諸表項目の換算

| 項 目                                 | 日 本                                                                                                                                           | 米 国                                                              | (参考)国際基準                                                                                  |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①基準名等                               | 外貨建取引等会計<br>処理基準(1979.6)                                                                                                                      | SFAS52 外国通貨<br>換算(1981.12)                                       | IAS21 外国為替相<br>場変動の影響の会<br>計処理(1983.7)                                                    |
| ②在外実体の<br>区別                        | A－在外支店<br>B－在外子会社等                                                                                                                            | A－再測定対象<br>B－換算対象                                                | A－親会社の営業<br>と不可分の実体<br>B－A以外                                                              |
| ③財務諸表の<br>換算(米国基<br>準にいう再測<br>定を含む) | A－基本的にテン<br>ポラル法(貨幣項<br>目について流動－<br>非流動法)(二)<br>例外－決算日<br>レート法(注<br>7)<br>換算差額は当期の<br>損益とする(二5)。                                              | A－基本的にテン<br>ポラル法(par.12)<br><br>再測定による為替<br>差損益は当期に認<br>識する(48)。 | A－基本的にテン<br>ポラル法(par.34)<br><br>長期貨幣項目に係<br>る換算差額の繰延<br>べ以外の換算差額<br>は当該期間の損益<br>に含める(34)。 |
|                                     | B－修正テンポラ<br>ル法(貨幣項目に<br>ついて流動－非流<br>動法、当期利益と<br>期末留保利益を<br>CRで換算)(三)<br>例外－決算日<br>レート法(注<br>9)<br>換算差額は為替換<br>算調整勘定に計上<br>し資産又は負債と<br>する(三6)。 | B－決算日レート<br>法<br><br>換算差額は換算調<br>整勘定とし、資本<br>の部の独立項目と<br>する(13)。 | B－決算日レート<br>法<br><br>基本的に換算差額<br>は株主持分とする<br>(32)。                                        |
| ④高率インフ<br>レ下の実体の<br>財務諸表            |                                                                                                                                               | 報告通貨にて再測<br>定を行なう(11)。                                           | 物価変動について<br>修正後にCRで換<br>算。<br>この方法によら<br>ない場合はAの方<br>法による(33)。                            |

これら何れの場合においても結局は過去の価  
格が付されている項目を過去の換算率による換  
算額のまま据え置くか、あるいはそれら項目を  
も現在の換算率(決算日レート)で換算するか

という2つの考え方の組合せにすぎない。そし  
て、前者は取得原価主義会計を前提にする場合  
の基本的方法であるのに対して、後者は取得原  
価主義の考え方に違反する結果を導くことにな

る。それにもかかわらず、前者の考え方で全ての項目が換算されるわけではないし、後者の考え方だけで換算されるわけでもない。

このような状態の検討にあたっては最終的に報告通貨で表示されているとしても、実質的にはいかなる測定単位として活きているかということから検討してみる必要がある。結論的にいえば決算日レートによる換算は外国通貨の測定単位性を容認するものである。ここまでの用語法とは異なり、筆者は外貨建項目を過去の為替相場で換算する方法を「再測定」と呼び、当該項目を決算日レートの為替相場で換算する方法を「再評価」と呼んでいる。この場合に両者を含む広義の換算には「再表示」という用語を用いることにより前二者と区別している。

ところで、これまで取り上げた広義の換算すなわち「再表示」を、報告通貨を測定単位とする「再測定」の過程と外国通貨の測定単位性が維持される「再評価」の過程に分類して議論することはできるとしても、いずれも最終的には報告通貨で「再測定」されたり、「再評価」されたりしていることに特に注意する必要がある。つまり、以上みた測定単位の明確化の議論はあくまで報告通貨の立場からの議論であること、すなわち、親会社の立場からの議論であることに変わりはない。

米国基準はその点で少し多通貨測定会計モデルに近付いている。ただ、その場合でも親会社や子会社の機能通貨以外の通貨による取引は外貨建取引となるので、その意味では機能通貨の立場からの議論が成立する。しかしながら、国際連結財務諸表の報告通貨は本国親会社の機能通貨であるから、連結レベルで議論するのならやはり親会社からの議論になろう。

多国籍企業の経営の在り方について仮に(1)親会社主義ないし本国主義または集権主義、(2)現地子会社主義ないし分散主義、あるいは(3)世界

主義が区別されるとすれば、会計における測定は一時的に(2)の立場が認められるとはいえ、最終的には(1)の立場から考えられている。その意味では国内企業と多国籍企業とを区別する意味は全くないのである。米国基準の機能通貨概念を多通貨概念まで発展させ(3)の世界主義の立場に立つならば外貨換算問題はなくなり、新たに通貨換算の問題が登場する。そのような通貨換算会計は現在のところ存在しない。

以上本節の議論を要するに、外貨換算会計における多様な見解は「再測定」の立場を採用するか「再評価」の立場を採用するかの相違から生まれていること、わが国基準は基本的には「再測定」の立場から規定されているのに対して、米国基準は機能通貨と報告通貨との関係については「再評価」の立場から規定されていること、最後に国際的調和化が可能であるとすればそのような測定通貨の立場の明確化を図らなければ難しいことである。また、国際基準は表面的には米国基準に類似しているが、機能通貨概念を採用しているのではないから、「再測定」の立場と「再評価」の立場の両方を認める形になっている。更に、細かい点まで見ると米国基準にはなくわが国基準を認めている処理法がある程度まで反映されているのである。

従来の「再測定」の立場から原則「再評価」の立場へ転向することは外貨換算会計から通貨換算会計への流れを示すものである。通貨換算会計においては必要に応じた換算が考慮されればよいわけであり、換算前は各通貨ごとに取引が記録されるのである。つまり、換算前に成立する会計は各通貨ごとに為替変動の影響を明らかにする会計である。このような会計が成立するとすればそれを為替変動会計と呼ぶことができよう。為替変動会計は「再測定」の立場を採用せずに為替相場の影響を反映させようとする会計である。その場合に個別経済主体の報告通

貨への換算が必要であれば当該通貨から見て他の通貨を如何に換算するかという外貨換算の問題がある。その場合の外貨換算との整合性が得られるようにしておかないと多通貨測定会計の構成要素である通貨別為替変動会計が成立しなくなる。

#### 4. おわりに

本報告は金融のグローバル化と会計問題という表題のもとに、わが国のディスクロージャー充実の問題と会計測定における尺度の明確化の必要性を取り上げた。ディスクロージャーの面では最近特に会計基準の国際的調和化が呼ばれているが、わが国の会計制度の問題として調和化の問題を取り上げた場合、調和化に先立ち国内的にも会計と会計制度の関係を明確にしておく必要がある。

会計測定の尺度の明確化の必要性は外貨換算会計における論争点の解明に必要である。他方、現実にも多通貨による取引が頻繁に行なわれるようになると、異種外貨間取引につき最終的な報告通貨によってそのつと測定を完了させようとするのは困難な問題を含む。国際経営の立場からは第1図に示した通貨別取引データベースを生かせるような会計システムの構築が必要である。その際現行の外貨換算会計基準は企業にとっては対応しなければならない環境である。

この外貨換算会計基準が多様であることは会計情報の国際的に見た場合の理解可能性を低めることにもなる。他の領域について以上にこの領域についての国際的調和化が図られなければならない。

金融のグローバル化が経営のグローバル化と切り離せないとすれば、多通貨圏にわたる取引はますます増大すると思われるが、対応の遅れがちな会計制度に対して改善を要求するとしても、それを待つことなく企業の立場からは独自に多様な取引をグローバルな立場から分析・記録し統合・伝達できるようにしなければならない。それを技術的に支えるのが情報通信技術の進歩である。

本報告では取り上げなかった問題で、為替相場の変動と同様に重要なのが各国の税制と各国の物価上昇率であろう。為替変動と物価変動と税制は国際財務報告の内容を複雑にする主たる原因である。しかも為替変動と他の2つの要因は切り離して議論できない場合が多い。為替変動と物価変動については会計的測定の立場の明確化ならびに利益の内容の明確化の問題として、またこれらと税制については会計基準と会計制度の関係の問題として検討していく必要がある。

以 上

#### 【参考文献】

- 上田善久、「ディスクロージャー制度改正の概要」、『金融財政事情』、1987年3月2日 a  
——、「ディスクロージャー制度見直しに伴う改正省令・新通達の概要 [上]」、『商事法務』、No.1103、1987年2月25日 b  
大蔵省、「ディスクロージャー制度の見直しに伴う関係省令・通達の改正について（改正要綱）」、1987年2月20日  
大屋隆司・田島和憲・柴山昭三・堀江正樹編、『最新企業会計の実務』、六法出版、1986年  
桑原幹夫、「社債発行の国際化と格付けディスクロージャー(1)・(2)」、『会計』、第131巻第5・6号、1987年5・6月  
前川浩道、「ディスクロージャー制度見直しに伴う改正省令・新通達の概要 [下]」、『商事法務』、No.1104、1987年3月5日  
蠟山昌一、『金融自由化』、東京大学出版会、1986年